

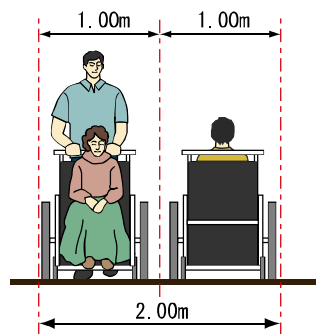
● 道路特定事業計画の推進にあたって

「交通バリアフリー法」に基づき進める道路整備は、平成22年までに重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、一人一人がお互いを理解するとともに、すべての人が安全で快適に移動できる歩行者空間ネットワークの形成を目指しますので、皆様のご協力をお願いします。

道路の移動円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

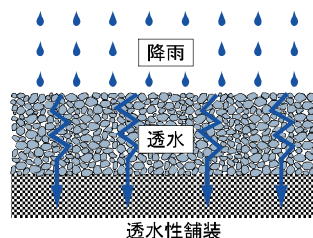
■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



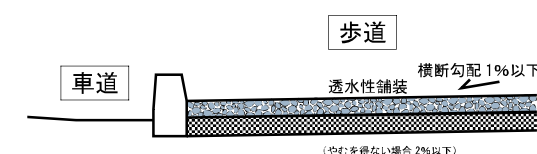
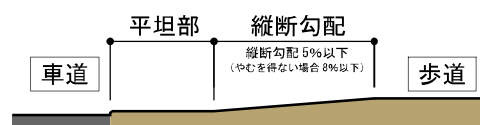
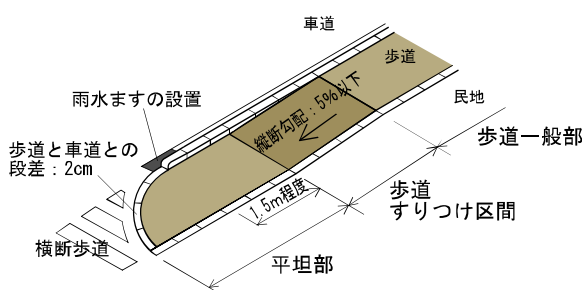
■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄の駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例

お問い合わせ 横浜市瀬谷区瀬谷土木事務所
〒246-0022 横浜市瀬谷区三ツ境153-7 電話：045-364-1105 FAX：045-391-6974

横浜市道路局道路部施設課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話：045-671-2731 FAX：045-651-6527

ホームページ：http://www.city.yokohama.jp/me/douro/plan/bf/index.html



横浜市 三ツ境駅周辺地区 道路特定事業計画

— 概要版 —

平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」が施行されました。

これを受け横浜市では、主要駅周辺や公共施設の集積した地区で基本構想の策定を進めています。そこで瀬谷区を中心に位置し、業務、商業、公共施設、福祉、医療施設が集積している三ツ境駅周辺地区を対象とした「横浜市三ツ境駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を平成19年3月に策定しました。

瀬谷区と道路局では、この基本構想の実現に向け、事業の内容や実施予定期間を定めた「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

※平成18年12月20日に交通バリアフリー法に替わりバリアフリー新法が施行されましたが、本基本構想は、新法施行前の交通バリアフリー法に基づき作成されたものです。

● 道路特定事業計画とは

交通バリアフリー法は、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図るため「旅客施設及び車両のバリアフリー化」と「重点整備地区のバリアフリー化」の2つの大きな柱によりバリアフリーを推進するものです。

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

※重点整備地区とは：利用者が相当数である鉄道駅などの旅客施設を中心としたおおむね500mの範囲（徒歩圏）に公共施設、福祉施設などの主要な施設が立地している地区で、重点的・一体的にバリアフリー化を実施していく区域

重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

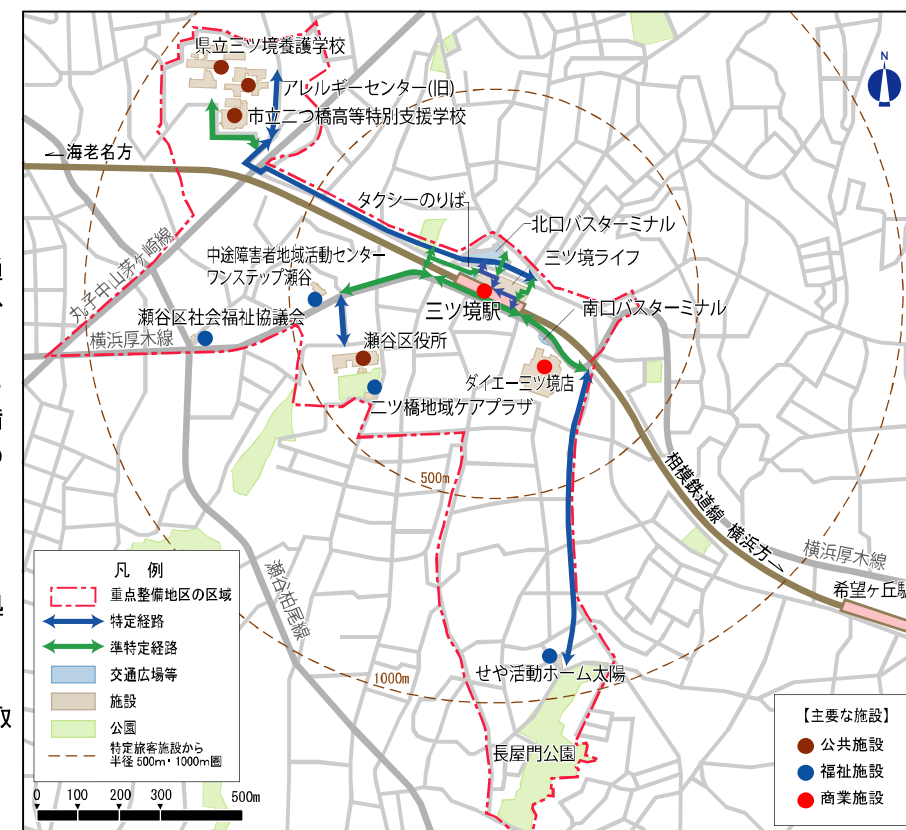
平成19年3月に策定された「横浜市三ツ境駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」において、「特定経路」と「準特定経路」が定められています。

■ 特定経路

- 原則として、平成22年までに「交通バリアフリー法」に基づく基準等に沿った整備を実施する経路
- 現段階において、「横浜市福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者、障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路

■ 準特定経路

- 可能な限り特定経路の整備内容に準拠しつつ、基本構想等の検討で確認された課題について、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取り組む経路



① 道路特定事業の整備方針

- 目標年次 「特定経路」や「準特定経路」については、平成22年までに整備を実施します。(※経路の種別については表紙の「重点整備地区とバリアフリー化を図る経路」を参照してください)
- 整備レベルの設定 平成22年までに重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、地域特性や周辺沿道状況を考慮して、部分的な改修等によりバリアフリー化に向けた整備を実施します。
 なお、効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮して整備レベルを決定しています。
- 整備基準 「道路の移動円滑化整備ガイドライン」及び「よこはまの道 バリアフリー整備ガイドライン(横浜市)」を基本とした整備を実施します。

② 道路特定事業の整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画を示します。

- ① 個別経路の事業計画
- ② 道路特定事業計画の対象経路
- その他の取組み内容

なお、より実効性のある計画にするため、他事業者との調整や予算等により計画の見直しを実施することがあります。

● その他の取組み内容

「道路特定事業」により、バリアフリー化を図る対象経路が有効に活用されるためには、沿道をはじめとする市民の皆様の協力が不可欠です。

道路管理者として取組む内容について以下に示します。

- ・ 市広報誌やホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- ・ 移動の妨げとなる道路の有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪等については、沿道の皆様の協力や自転車利用者等のマナーが大切であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を行います。
- ・ 案内サインの整備については、横浜市が基本構想に位置づけられた主要な施設までの経路について、全体計画を作成します。各事業者と調整し、道路上の案内サインについて、設置を行っていきます。

① 個別経路の事業計画

事業路線・箇所		事業内容と事業量																事業実施予定期間				事業実施に際して配慮すべき重要事項						
経路名 事業区間	事業延長 m	経路種別		歩行空間の確保								道路構造の改修				視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修		その他		事業実施 予定期間	事業実施に際して 配慮すべき重要事項							
		特定 経路	準特定 経路	歩道の 新設	歩道の 拡幅	歩道の 全面改修	歩道橋の 改修	歩道の部分改修					経路誘導の 連続敷設		交差点部等 の部分敷設		横断防止 柵の設置	転落防止 柵の設置										
								段差・すり つけ勾配の 改修	横断勾配 の改修	縦断勾配 の改修	舗装の 改修	排水施設 の改修	新設	改修	新設	改修												
																			箇所			箇所	箇所	m	m	m	m	m
① 駅西歩道橋 三ツ境歩道橋及び駅北連絡部	— (1橋)	●					1																				・ 鉄道事業者と調整を図り実施	
② 横浜厚木線 区役所前～市道東希望が丘第224号線	670	●		52	48	274		12			727	65	101	256	8	21	14	66									・ 瀬谷警察署及び沿道事業者と調整を図り実施 ・ バス事業者と調整を図り、バスターミナル内への連続誘導を実施	
③ 三ツ境下草柳線 丸子中山茅ヶ崎線～三ツ境ライフ東通路	830	●						19	5	3				566	22	25	3										・ 乗入れ部については沿道民地と調整を図り実施 ・ 電柱等の移設を事業者と調整 ・ 連続誘導の整備については、他事業者と調整を図り実施	
④ アレルギーセンター(旧)前 丸子中山茅ヶ崎線～アレルギーセンター(旧)	245	●				245	245							177		4		195									・ 市立二つ橋高等特別支援学校と調整を図り実施 ・ アレルギーセンター(旧)再整備と調整を図り実施	
⑤ 市道東希望が丘第224号線 横浜厚木線～せや活動ホーム太陽	760 (260m整備済)	●				760	760																					
⑥ 駅前歩道橋 三ツ境駅北口歩道橋～北口バスターミナル	— (1橋)	●					1																				・ 鉄道事業者と調整を図り実施	
⑦ 養護学校前 丸子中山茅ヶ崎線～県立三ツ境養護学校	235	●									261	203															・ 市立二つ橋高等特別支援学校と調整を図り実施	
⑧ 区役所前 横浜厚木線～瀬谷区役所	130	●				110		4						120		6											・ 新庁舎建替え事業と調整を図り実施	

② 道路特定事業計画の対象経路

